

# 意欲と能力のある林業経営者育成・強化対策事業実施要領

制 定：令和元年 5 月 21 日付け林第 154 号  
一部改正：令和 2 年 3 月 19 日付け林第 1068 号  
一部改正：令和 3 年 3 月 18 日付け林第 1209 号  
一部改正：令和 3 年 4 月 1 日付け林第 145 号  
一部改正：令和 3 年 10 月 7 日付け林第 703 号  
一部改正：令和 4 年 3 月 22 日付け林第 1364 号  
一部改正：令和 5 年 3 月 16 日付け林第 1296 号

意欲と能力のある林業経営者育成・強化対策事業の実施については、「意欲と能力のある林業経営者育成・強化対策事業費補助金交付要綱（令和元年 5 月 21 日付け林第 153 号）」（以下「交付要綱」という。）のほか、この要領によるものとする。

## 第 1 趣旨

事業拡大と経営安定に向けた目標を掲げ、就業者の増員や、高性能林業機械の導入などに積極的に取り組み、高い収益性を確保して、長期的に健全な林業経営を実行できる、意欲と能力を備えた林業経営者を育成・強化するため、林業経営者が取り組む経営体質強化に係る活動を一体的に支援する。

## 第 2 事業内容等

### 1 事業内容

林業経営者が経営体質強化のために行う活動経費の補助を公益社団法人島根県林業公社（以下「林業公社」という。）が実施する。

### 2 事業の対象

林業公社が実施する補助の対象となる者及び活動は次のとおりとする。

#### (1) 補助事業の対象者

島根県が、島根林業魅力向上プログラム（平成 30 年 3 月 7 日付け林第 1094 号）に登録し、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条第 2 項に基づく「民間事業者」に選定（予定含む）された林業経営者（以下、「林業経営者」という。）。

#### (2) 補助の対象とする活動

- ・インターンシップ促進
- ・短期林業就業体験
- ・新規就業者技術習得
- ・週休二日制の導入体制づくり
- ・就労環境改善

#### (3) 補助対象経費、補助金交付の条件及び補助率等

別表のとおり

## 第 3 事業実施

## 1 事業計画の作成等について

- (1) 林業経営者は、補助金交付申請の提出に先立ち、意欲と能力のある林業経営者育成・強化対策事業計画書（以下、「事業計画」という。）（別紙様式第1号）を作成し、最寄りの県地方機関（隠岐支庁長・農林水産振興センター所長・各農林水産振興センター地域事務所長：以下「農林水産振興センター所長等」という。）へ提出する。

なお、事業計画には、計画する事業区分別に、以下の書類を添付すること。

- ① インターンシップ促進支援（別紙様式第1-2号）
  - ② 短期林業就業体験支援（別紙様式第1-3号）
  - ③ 新規就業者技術習得支援（別紙様式第1-4号）
  - ④ 週休二日制の導入体制づくり支援（別紙様式第1-5号）
  - ⑤ 就労環境改善支援（別紙様式第1-6号）
- (2) 農林水産振興センター所長等は、事業計画の提出を受け、内容の適否を審査し、適正と判断される場合には、島根県農林水産部林業課（以下、「県」という。）へ進達、不適と判断される場合は、その旨を林業経営者に対し、理由を付して通知（別紙様式第2号）する。
- (3) 県は、進達された事業計画を審査し、林業経営者に対し、計画承認の通知（別紙様式第3号）を行う。
- (4) 県は、林業公社に対し、計画を承認した旨の通知（別紙様式第4号、第4-2号）を行い、交付要綱に基づく手続きを開始する。

## 2 事業計画の変更等について

- (1) 林業経営者は、必要に応じて事業計画の変更を行うことができるものとする。
- (2) 事業計画の変更は、前項の規定に従い実施する。

## 3 事業の実施確認・完了届の提出

- (1) 林業経営者は、承認された事業計画に基づく事業の全部または一部が完了したら、農林水産振興センター所長等による確認を受け、農林水産振興センター所長等へ、完了届（別紙様式第5号）を提出する。

なお、完了届には、実施した事業区分別に、以下の書類を添付すること。

- ① インターンシップ促進支援（別紙様式第5-2号）
  - ② 短期林業就業体験支援（別紙様式第5-3号）
  - ③ 新規就業者技術習得支援（別紙様式第5-4号）
  - ④ 週休二日制の導入体制づくり支援（別紙様式第5-5号）
  - ⑤ 就労環境改善支援（別紙様式第5-6号）
- (2) 完了届の提出期限は次のとおりとする。
- ① 6月 末日までに終了した事業・・・届出期限： 7月末（第1／四半期分）
  - ② 9月 末日までに終了した事業・・・届出期限： 10月末（第2／四半期分）
  - ③ 12月 末日までに終了した事業・・・届出期限： 1月末（第3／四半期分）
  - ④ 3月20日までに終了した事業・・・届出期限： 3月20日（第4／四半期分）
- (3) 農林水産振興センター所長等は、提出された完了届を県へ進達する。

#### 4 補助金の申請

(1) 林業経営者は、農林水産振興センター所長等へ完了届（別紙様式第5号）を提出したら、林業公社へ補助金の交付申請書（別紙様式第6号）を提出する。

なお、補助金交付申請書には、実施した事業区分別に、以下の書類を添付すること。

- ① インターンシップ促進支援（別紙様式第6-2号）
- ② 短期林業就業体験支援（別紙様式第6-3号）
- ③ 新規就業者技術習得支援（別紙様式第6-4号）
- ④ 週休二日制の導入体制づくり支援（別紙様式第6-5号）
- ⑤ 就労環境改善支援（別紙様式第6-6号）

(2) 補助金交付の申請期限は次のとおりとする。

- ① 6月 末日までに終了した事業・・・申請期限： 7月末（第1／四半期分）
- ② 9月 末日までに終了した事業・・・申請期限： 10月末（第2／四半期分）
- ③ 12月 末日までに終了した事業・・・申請期限： 1月末（第3／四半期分）
- ④ 3月20日までに終了した事業・・・申請期限： 3月20日（第4／四半期分）

#### 5 補助金の交付決定及び額の確定

(1) 林業公社は、補助金の交付決定と額の確定を同時に行い、申請者へ通知（別紙様式第7号）し、補助金を指定された口座へ振込む。

(2) 林業公社は、前項により交付が終了したときは、補助金交付一覧（別紙様式第8号）を整理のうえ、交付要綱第6に規定する実績報告提出の際の添付書類とする。

#### 6 補助金交付にあたって付す条件等

林業公社は事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 島根林業魅力向上プログラムの実践に取り組まない場合や、同プログラムの登録辞退、登録を取消された場合は、補助金相当額を返還すること。

(2) 補助事業により導入した施設・設備について、事業翌年度から起算し5年以内に他の用途で使用することになった場合は、補助金相当額を返還すること。

ただし、事業主体に責のないやむを得ない理由による場合は除く。

### 第4 林業公社の交付事務

(1) 林業公社は第3の事業実施に先立ち、必要となる事務費について交付事務計画書（別紙様式9号）を作成し、県に提出する。

(2) 補助対象とする経費は、賃金、旅費、需要費、役務費、使用料及び賃貸料とする。

(3) 県は、提出された交付事務計画書を審査し、林業公社に対し、審査結果の通知（別紙様式第10号）を行う。

#### 附 則

この要領は、令和元年5月21日から施行する。

この要領は、令和2年3月19日から施行し、令和2年度事業から適用する。

この要領は、令和3年3月18日から施行し、令和3年度事業から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年10月7日から施行する。

この要領は、令和4年3月22日から施行し、令和4年度事業から適用する。

この要領は、令和5年3月16日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別 表

区分	補助対象経費	補助率等
インターンシップ促進支援	<p>インターンシップを受け入れる林業事業者が、インターンシップ参加者に対し、参加に要した宿泊費・交通費に行う経費助成に対する補助金 (条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：意欲と能力のある林業経営者選定団体（予定含む）</li> <li>・宿泊費：5日未満のインターンシップに限定し、最大4泊まで</li> <li>・交通費：県外からの参加者に限定</li> </ul>	<p>補助率：1／2以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊費4,900円／泊以内</li> <li>・宿泊費と交通費の補助金額の合計30,000円/人以内</li> </ul>
短期林業就業体験支援	<p>林業事業者のUIターン希望者や県内求職者の積極的な雇用を促すため、1ヶ月から3ヶ月間の短期間で行う就業体験受入に要する経費助成 (条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：意欲と能力のある林業経営者選定団体（予定含む）</li> <li>・就業体験の期間：1ヶ月～最大3ヶ月まで</li> <li>・女性就業体験者：仮設トイレ・車・簡易更衣室等のレンタル及びリース料を補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○労災保険料等：実費</li> <li>・短期雇用日数分</li> <li>○指導費：94,000円／月</li> <li>・上限3ヶ月</li> <li>○消耗品：実費</li> <li>・40,000円上限/人</li> <li>○滞在宿泊費：1／2以内</li> <li>・上限20,000円/月</li> <li>○女性就業体験者に係る設備レンタル及びリース料</li> <li>・123,000円/月上限</li> </ul>
新規就業者技術習得支援	<p>新規就業者を雇用する林業事業者が、早期に技術を習得させるため、林業に必要な資格の取得及び機械操作の技術習得を支援</p> <p>①資格取得支援 (条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：意欲と能力のある林業経営者選定団体（予定含む）</li> <li>・新規就業者が事業者への就業後2年以内に取得する資格に要する経費であること</li> </ul> <p>②技術習得支援 (条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：意欲と能力のある林業経営者選定団体（予定含む）</li> <li>・就業後2年以内に取得した資格に対する林業機械の操作訓練については、取得後1年以内に行われる訓練に要する経費とする。但し、就業前に取得した資格に対する訓練については、事業者への就業後1年以内に行われる訓練に要する経費であること</li> <li>・操作訓練のための機械リース期間は6ヶ月を上限とする</li> </ul>	<p>①資格取得支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：資格取得に要する受験受講料</li> <li>・補助率：1／2以内</li> <li>・新規就業者1人当たり200千円/2年上限</li> </ul> <p>②技術習得支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：訓練に使用する林業機械リース料</li> <li>・補助率：1／2以内</li> <li>・1事業者当たり2,000千円/年上限</li> </ul>
週休二日制の導入体制づくり支援	<p>週休二日制（予定含）の導入に向け、作業効率化等に取り組む林業事業者への補助金 (条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：意欲と能力のある林業経営者選定団体（予定含む）</li> <li>・週休二日制の導入に取り組み、しまね林業士（中</li> </ul>	<p>250千円/作業班・年以内（定額補助）</p>

	級以上) の資格取得者がいること	
就労環境改善支援	若者や女性などの林業就業促進に向け、就労環境改善のための施設整備、林業機械導入、福利厚生活動等に要する経費助成 (条件) ・対象者：意欲と能力のある林業経営者選定団体 (予定含む)	○施設整備 補助率：1 / 3 以内 (6,000 千円上限) *女性就労環境の改善 補助率：1 / 2 以内 (6,000 千円上限)  ○福利厚生活動等 補助率：1 / 2 以内 50 千円 / 件以内
交付事務	上記の補助金の交付を行うための事務費	10 / 10 以内 (定額補助)

・各区分の補助金額合計は、千円未満を切り捨てとする。